

令和7年度補正予算の 概要について (障害児支援関係)

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和7年度補正予算における主な事項（障害児支援関係）

「[「強い経済」を実現する総合経済対策](#)」（令和7年11月21日閣議決定）を踏まえ、障害児・医療的ケア児等への支援の推進を図るため、以下の施策を令和7年度補正予算に計上している。

（1）良質な障害児支援の確保

- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう、必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。
- ・ 障害児入所施設等に従事する職員の人事費について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて障害児施設措置費の引上げ等を行う。

（2）医療・介護等支援パッケージ（障害児支援分）の実施

- ・ 障害児支援分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない待遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、待遇改善の支援を行う。

（3）ICTを活用した業務負担軽減・発達支援の推進

- ・ 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。
- ・ 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する

（4）地域におけるインクルージョンの推進

- ・ 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、自治体にインクルージョン推進員を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

令和7年度補正予算における主な事項（障害児支援関係）

（5）早期発見・早期支援等の強化

- ・ 乳幼児健診（5歳児健診を含む）等での子どもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進するため、子どもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族が子どもの発達の特性を理解するための支援や、一人ひとりの子どもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ及び子どもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行う。

（6）性被害防止対策の実施

- ・ 障害児支援事業所等において、子どもの安全を守る観点から、子どもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。

（7）障害児支援分野の人材育成

- ・ 全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における自治体研修（令和9年度を予定）の円滑導入に向け、国における標準カリキュラムに基づくテキスト教材や動画コンテンツの作成、実施主体向けガイドラインの作成、研修の質の確保に関する検討等による支援を行う。

（8）その他の施策

- ・ 令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。
- ・ 障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを包含した共通システムの構築を図る。（厚生労働省と一体的に実施。）【デジタル庁一括計上予算】
- ・ 物価高騰への対応については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニューに、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を継続することが盛り込まれたところであり、物価高騰により厳しい状況にある障害福祉サービス事業所・施設等に対し、同交付金の活用による緊急かつ実効性のある支援を継続して行う。

令和7年度補正予算額 615億円

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を負担する。

事業の概要

(1) 障害児入所（通所）措置費

都道府県等が支弁する障害児入所措置費及び障害児通所措置費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

※障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

(2) 障害児入所（通所）給付費

都道府県等が支弁する障害児入所給付費及び障害児通所給付費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

(3) 障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

令和7年度補正予算額 3.2億円

事業の目的

- 障害児入所施設等に従事する職員の人事費について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて障害児施設措置費の引上げを行う。

事業の概要

障害児施設措置費の算定にあたっては、人事費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人事費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

給与法の改正後に、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和7年4月まで遡って障害児施設措置費の引上げを行う。

(参考) 令和7年人事院勧告の内容

- ① 債給月額を、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も引き上げる
- ② ボーナスを0.05月分引き上げる（4.6月→4.65月）

実施主体等

【対象】障害児入所施設、障害児通所支援事業所に従事する職員

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】○国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2

○国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算額 183億円

事業の目的

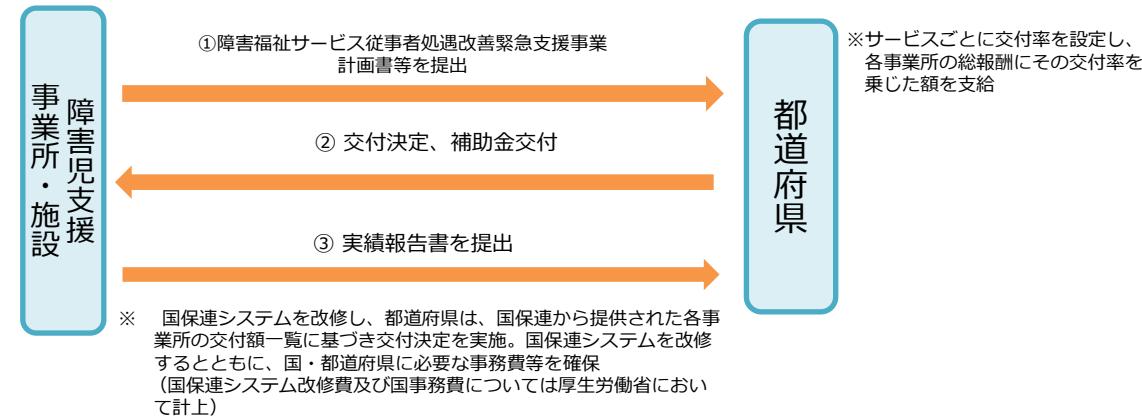
- 障害児支援分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況である。
- 障害児支援分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、処遇改善の支援を行う。

事業の概要

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している障害児支援事業所・施設に対し、さらなる処遇改善に要する費用を補助する。

【補助対象】

- ・ 処遇改善加算の対象サービスについては、加算取得事業者
- ・ 処遇改善加算対象外サービス（障害児相談支援）については、処遇改善加算に準ずる要件を満たす（又は見込み）の事業者



実施主体等

【実施主体】 都道府県

【負担割合】 国10/10

【補助額】 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額（一人当たり月額1.0万円×6か月相当）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算額 2.3億円

事業の目的

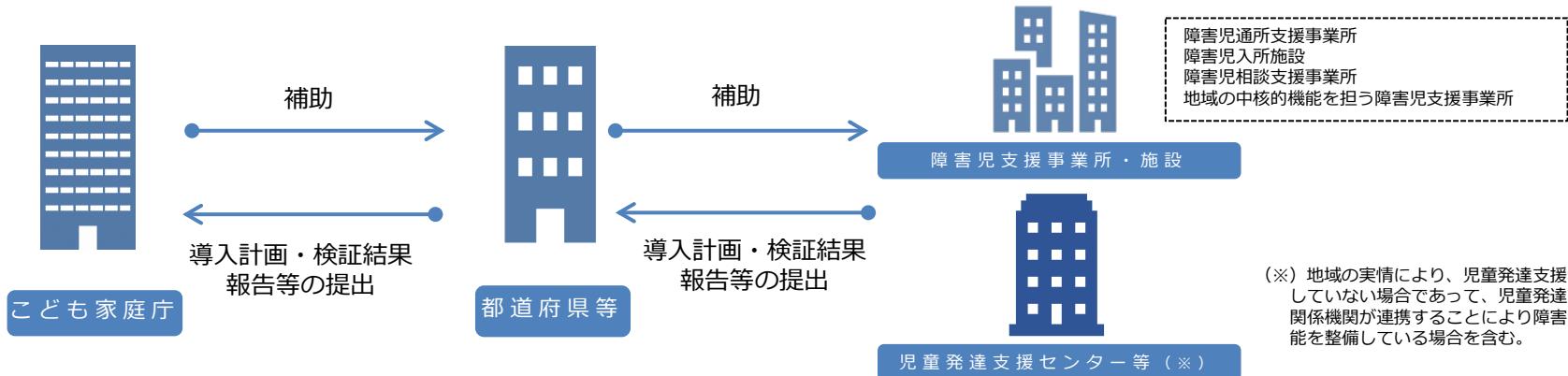
- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

事業の概要**(1) 障害児支援分野のICT導入支援事業**

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- 本事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

(2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。

**実施主体等**

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】(A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4

(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【補助基準額】(1)の(A) 1施設又は事業所当たり

1,000千円

(1)の(B) 1自治体当たり

272千円

(2)の(A) 児童発達支援センター等1箇所当たり

800千円

事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算額 75百万円

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。
これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、まずは2年間集中的にモデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

(考え方の例)

- ICTを活用した遠隔支援
 - ・特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
 - ・身近な地域では対応できない専門職による支援
 - ・山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
 - ・事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施） 等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国5自治体程度をモデル自治体として選定）

【負担割合】 国10/10

【補助基準額】 定額

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算額 1.3億円

事業の目的

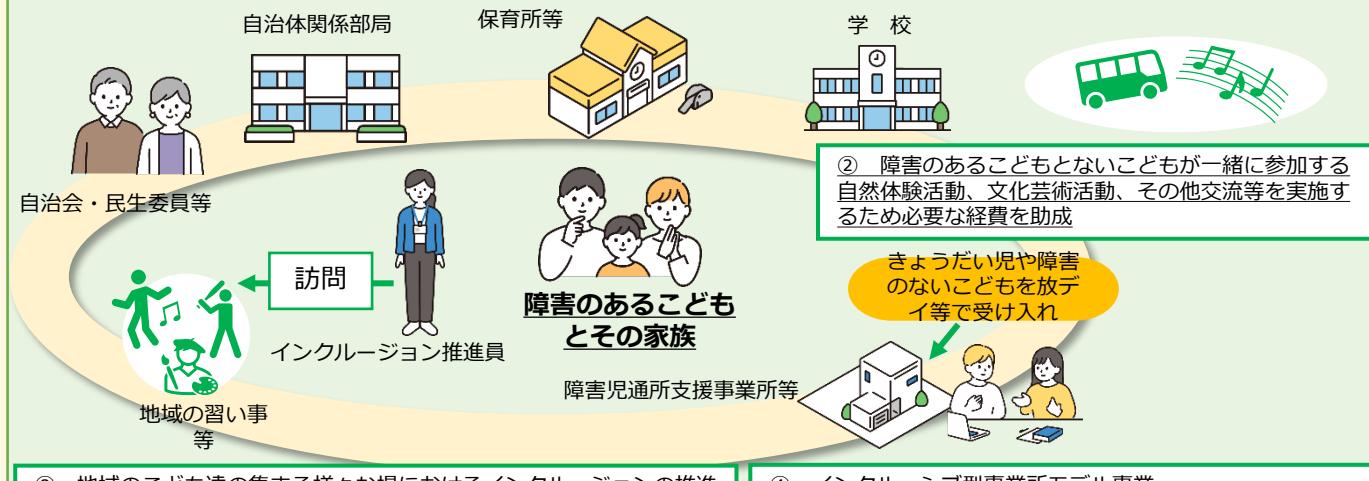
- 「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村

- ① インクルージョン推進に係るネットワークの構築、情報の集約・発信
※ 協議会の設置や、地域において障害のある子どもの受け入れ先（居場所）となる資源やインクルーシブな活動についての情報収集、情報提供、新たな居場所先の開拓 等



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】(①、②、③、④)

国1/2、都道府県等1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる。

【基準額】① 1自治体当たり 7,394千円 ② 1自治体当たり 1,000千円 ③ 1自治体当たり 4,709千円 ④ 1自治体当たり 11,168千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算額 3.0億円

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等での子どもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、子どもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族が子どもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりの子どもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ、伴走的な支援等、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

事業の概要

① アセスメント強化

<乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進>

- 子どもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、子どもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

<親子教室等の場の確保（子どものアセスメントと家族のこども理解の支援）>

- 乳幼児健診等において、子どもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所で安心して親子が通える教室等を開催する。

<親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援・家族支援>

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通して子どもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づく子どもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・座談会・ミニ講座等）。

②～④ 伴走的支援推進

<アセスメント等に基づく伴走的な支援>

- 子どもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
- 発達の特性のある子どもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。
※必要な支援は、児童発達支援等の障害児支援みならず、子ども・子育て施策において子どもの発達の特性を踏まえた支援や家族支援も想定して、それぞれの地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。

実施主体等

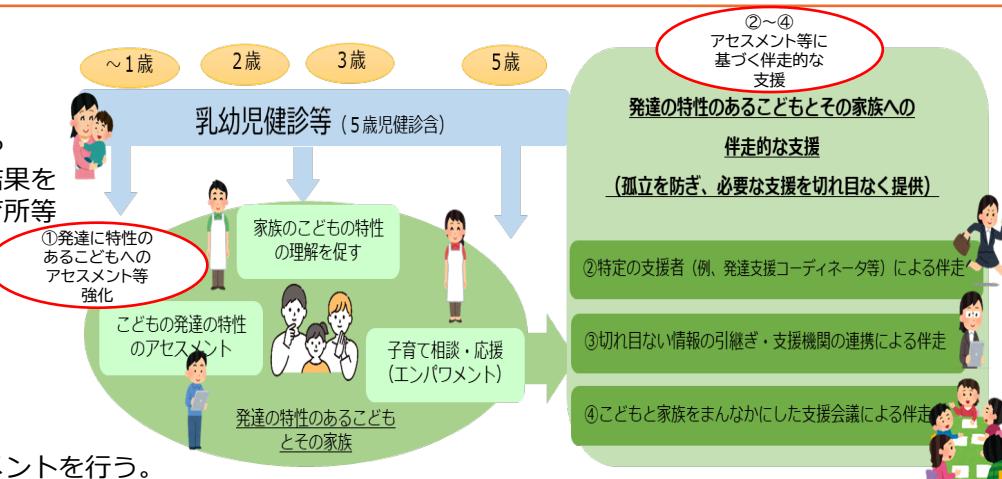
【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】国1／2、都道府県等1／2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【補助基準額】 ① 1自治体当たり4,601千円

②～④のうち1つの取組を実施する場合 1自治体あたり5,600千円



※②～④の複数を組み合わせて実施する場合 1自治体あたり6,600千円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算額 1.1億円

事業の目的

- こどもの安全安心なプライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業

- ・性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
【負担割合】 国1/2、都道府県・市区町村1/4、事業者1/4
【補助基準額】 1施設又は事業所当たり 100千円以内

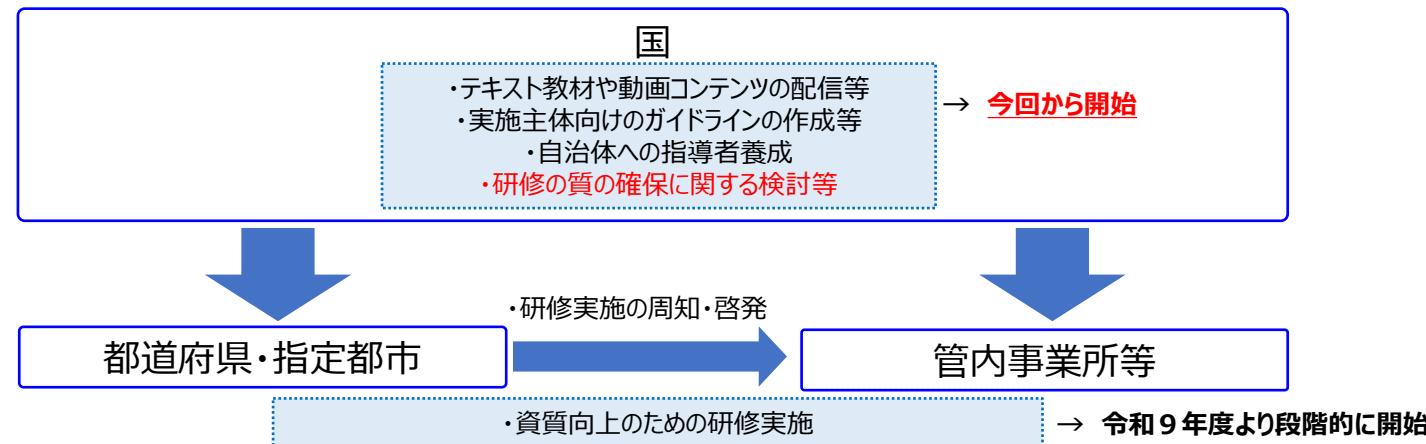
事業の目的

<こども政策推進事業委託費> 令和7年度補正予算額 1.1億円

- 障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加し、都市部を中心に身近な地域で障害児支援を受けられる環境が大きく改善する一方で、支援の質の確保が課題となっている。
- このため、全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における研修体系の構築など支援人材の育成に向け、令和6年12月から「障害児支援における人材研修に関する検討会」を設置して検討を開始しており、令和7年度内に研修カリキュラム等を含む最終とりまとめを報告する予定である。
- 事業者及び自治体においては、令和9年度より段階的に、本カリキュラムに基づく研修を実施することとしており、これに先立ち、全国共通の枠組みとした研修の円滑な導入に向け、国においては、自治体への指導者養成、研修の質の確保に関する検討、また、標準カリキュラムに基づくテキスト教材や動画コンテンツの作成、実施主体向けガイドラインの作成等による支援を実施する。

事業の概要

令和9年度における自治体研修の円滑導入に向け、自治体への指導者養成研修、自治体等への周知、動画コンテンツ作成等、国による支援を実施する。



実施主体等

国による委託 (10/10)

事業の目的

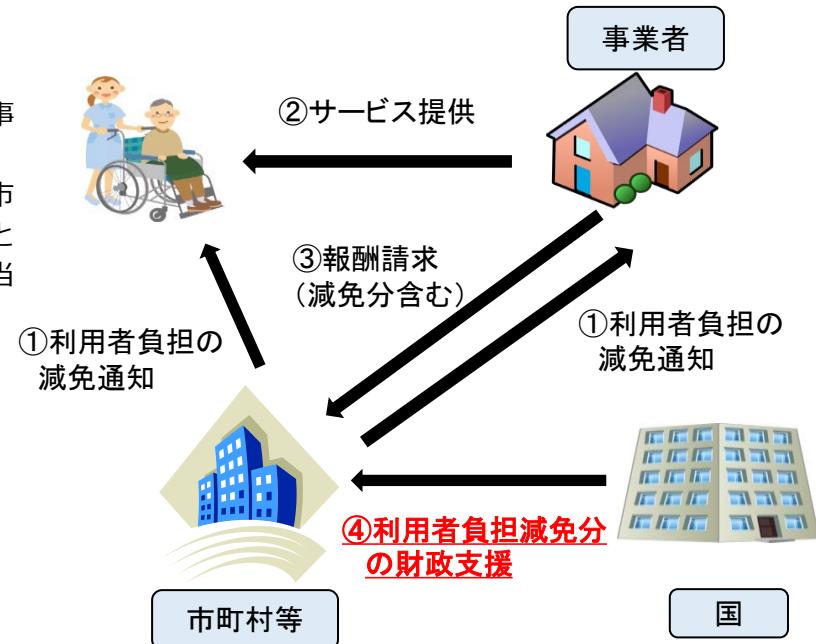
- 児童福祉法における障害福祉サービス等に係る利用者負担額については、市町村等の判断で、災害その他の事情により、利用者が負担することが困難であると認めた場合には、現行法においてその利用者負担額を減免することができる。
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

事業の概要

- 市町村等において、児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の減免を行った場合に補助を行う。【障害児通所給付費・障害児入所給付費・やむを得ない事由による措置費】
- 児童福祉法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、市町村等がそれぞれ負担することになっているが、今回の災害の被害が甚大であることから、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

【対象利用者】

令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の利用者



実施主体等

【実施主体】対象利用者に対し、利用者負担減免を実施する市町村等

【負担割合】国 10/10

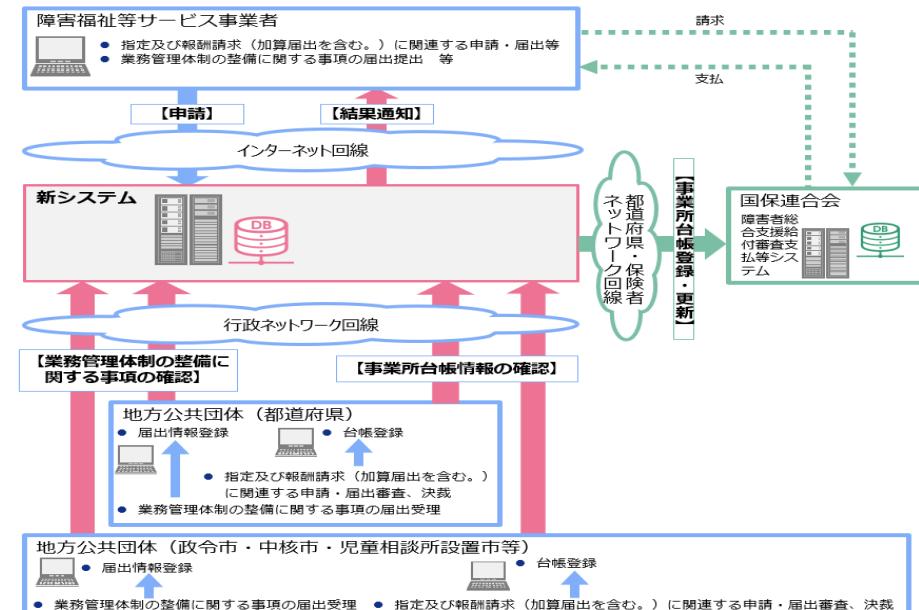
令和7年度補正予算額 5.1億円

事業の目的

- ① 障害福祉サービス事業者等の負担軽減の観点から、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、障害福祉サービス事業者等が自治体に対して行う指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関する申請・届出を電子的に行うことが可能となるようなシステムの整備についての検討が行われてきた。
- ② こうした中、公共サービスの供給の効率化と利便性の向上の観点から、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）」が令和6年度共通化の対象候補に決定。電子的な申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能や業務管理体制データ管理機能を有する、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの整備について、令和9年度第4四半期の運用開始を想定し、システムの構築を図ることとする。
- ③ システム構築は厚生労働省において実施するが、障害児支援事業所を所管するこども家庭庁も一定の負担を行う。

事業の概要

障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを包含した共通システムの構築を図る。



実施主体等

国による委託 (10/10)
委託先：システム開発業者及び工程管理事業者